

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(概要)

① 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置の目的

- ・介護・障害福祉従事者は、要介護者等・障害者等が自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び家族の負担を軽減して介護離職等を防止することについて重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金は他の業種に比較して低い水準にある
- ・介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、要介護者等・障害者等に対するサービスの水準の向上に資するようにする

② 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等

介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置等を講ずる事業者等に対し、次の i) 又は ii) の助成金を支給

i) 「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」

※ 介護・障害福祉従事者のみを対象に、平均して1人当たり月額1万円賃金を上昇させることを想定

ii) 「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」

※ 介護・障害福祉従事者及びその他の従業者も対象に、平均して1人当たり月額6千円賃金を上昇させることを想定

※ 助成金の額は、必要な財源を確保しつつ、段階的に引き上げる。

③ 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定

報酬の改定について、全ての介護・障害福祉事業者等のサービス提供の安定的な継続、介護者離職の防止等配慮しなければならない項目を規定

④ 施行期日

平成31年4月1日から施行

ただし、上記③は、公布日から施行